

周南市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

周南市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市保健センター条例の一部を改正する条例

周南市保健センター条例（平成15年周南市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条の表周南市新南陽保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市保健センター条例新旧対照表

現行	改正案										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="129 491 472 539">名称</th><th data-bbox="472 491 1086 539">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="129 539 472 587">周南市徳山保健センター</td><td data-bbox="472 539 1086 587">周南市児玉町一丁目1番地</td></tr><tr><td data-bbox="129 587 472 675">周南市新南陽保健センター</td><td data-bbox="472 587 1086 675">周南市宮の前二丁目6番11号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	周南市徳山保健センター	周南市児玉町一丁目1番地	周南市新南陽保健センター	周南市宮の前二丁目6番11号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1137 491 1473 539">名称</th><th data-bbox="1473 491 2087 539">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1137 539 1473 587">周南市徳山保健センター</td><td data-bbox="1473 539 2087 587">周南市児玉町一丁目1番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	周南市徳山保健センター	周南市児玉町一丁目1番地
名称	位置										
周南市徳山保健センター	周南市児玉町一丁目1番地										
周南市新南陽保健センター	周南市宮の前二丁目6番11号										
名称	位置										
周南市徳山保健センター	周南市児玉町一丁目1番地										